内共第 13 号第五種共同漁業権 遊漁規則

最北中部漁業協同組合

内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、最北中部漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第13 号第五種共同漁業権にかかる漁場「以下単に「漁場」という。」区域において、組 合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うぐい(は や)、こい、ふな、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます、やつめうな ぎ及びもくずがにをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての 制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその 承認を受けなければならない。
 - 2 前項の規定による申請は、口頭で、その他はオンラインシステムによりしなけれ ばならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁 の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認によ り当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた 者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる 場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付 しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲 内でなければならない。

漁具・漁法	規模		
刺し網	肩長さ 15メートル以下 網丈 1メートル以下		

- 2 1枚網以外の刺し網を使用して水産動植物を採捕してはならない。
- 3 最上川、銅山川、新田川、泉田川、角川及び赤松川において、次条第1項に掲げる公示の日から20日間は、友釣り、どぶ釣り及びがら掛け(掛け釣り)以外の漁具・漁法によりあゆを採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で なければならない。

魚種	期間	
あゆ	7月1日から10月31日まで	
さくらます		
(海域での生活を経て淡水域で生	3月1日から8月31日まで	
活するものに限る。以下同じ。)		
やまめ		
(さくらますにうち、ふ出後引き		
続き淡水域で生活する期間におけ	4月1日から9月30日まで	
るものをいう。以下同じ。)		
いわな	4月1日から9月30日まで	
にじます	4月1日から9月30日まで	
やつめうなぎ	7月1日から翌年5月9日まで	
もくずがに	9月1日から12月31日まで	

2 前項の公示は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種はそれぞれ中欄 の区域内において右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

-2 -

魚種	区域		期間
	最上川	最上郡大蔵村地内大蔵橋から上流及び下流それ	
		ぞれ 300 メートルの地点まで	
	升形川	指首野川との合流点から上流及び下流それぞれ	
		50 メートルの地点まで	

うぐい	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ	4月20日から
	73711		
		400 メートルの地点まで	5月21日まで
(はや)	指首野川	升形川との合流点から上流及び下流それぞれ	
		100 メートルの地点まで	
	新田川	新庄市地内角沢橋から上流及び下流それぞれ	
		300 メートルの地点まで	
	最上川	最上郡大蔵村地内大蔵橋から上流及び下流それ	
		ぞれ 500 メートルの地点まで	
かじか	新田川	全域	4月1日から
	升形川	新庄市地内升形橋から上流 400 メートルの地点まで	5月31日まで
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ	
		500 メートルの地点まで	
	最上川	新庄市地内本合海大橋から上流及び下流それぞ	
S 1,		れ 500 メートルの地点まで	
ふな	升形川	新庄市地内升形橋から下流 400 メートルの地点まで	5月10日から
	角川	中沢川との合流点から上流及び下流それぞれ	6月10まで
		400 メートルの地点まで	

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、中欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中刺し網で、こいを採捕してはならない。

魚種 区域		期間	
Z ()	漁場区域内の最上川全域	10月1日から翌年の1月31日まで	

(全長制限等)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

-3-

魚種	全長
۲ ۷۰	10 センチメートル
ふな、うぐい(はや)	5センチメートル
もくずがに	甲幅 5センチメートル

2 腹部に外卵を抱いているもくずかには、採捕してはならない。

(水産資源の保護に関する制限事項)

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繋殖保護 又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

- 第8条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下の者又は肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を持っている者であって組合が認めた者に限る。)のときは無料とする。なお、あゆに係る遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の魚種についての遊漁もできるものとする。
- ① 釣り、すくい網、たも網、やす、徒手採捕、友釣り、どぶ釣り及びがら掛け(掛け 釣り)による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊	漁料
		1日	1年
うぐい(はや)、こい、かじか、 いわな、さくらます(やまめ)、 にじます、やつめうなぎ、もく ずがに	やす (うぐい (はや) 及びか じかに限る。) 釣り、すくい 網、たも網、徒手採捕	1,500円	7,200 円
あゆ	友釣り、どぶ釣り、がら掛け (掛け釣り)	1,800 円	8,300 円

② その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、	刺し網		
かじか、やつめうなぎ		1年	12,000 円
あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、	投網		
かじか、いわな、さくらます(やまめ)	四ツ手網。置釣り、	1年	9,400 円
にじます、やつめうなぎ、もくずがに	せん (筒) はえなわ		

-4-

- 2 前項の第2号の遊漁料を納付した場合は、同項第1号に掲げる遊漁についてもできるものとする。
- 3 遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステム において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視 員に納付することができる。
- 4 第1項ただし書きに規定する方法により納付するときの納付するときの遊漁料は、

同項の遊漁料に1,000円を加算した額とする。

5 第1項に規定する期間1年の遊漁料について、2種類以上納付する場合は、1種 を超える遊漁料につきそれぞれ3,600円を控除する。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第10条 組合は、第2条第1項の承認したときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名、住所(1日券を除く)
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
 - 2 遊漁承認証の交付は、前条3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証の承認等に関する事項)

第10条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域においてイ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水連」という。)の承認を受けなければならない。

—5—

ア表

	漁場	区 域 (漁業権番	号)	
内共第 1号	内共第 2号	内共第 3号	内共第 4号	内共第 5号
内共第 6号	内共第 7号	内共第 8号	内共第 9号	内共第 10 号
内共第 11 号	内共第 12 号	内共第 13 号	内共第 14 号	内共第 15 号
内共第 16 号	内共第 17 号	内共第 18 号	内共第 19 号	内共第 20 号

内共第 21 号	内共第 22 号	内共第 23 号	内共第 24 号	内共第 25 号
内共第 26 号	内共第 27 号	内共第 28 号		

イ表

水産植動物	遊具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り (掛け釣りを除く。)	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

- 2 前項の承認により遊漁をするときは、第ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁 規則に従うものとする。
- 3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の遊漁者の 迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、河川の堤防又は護岸施設等を破損してはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う 採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 - 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監 視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

-6-

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、 以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁 料の払戻しは行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。